

議員提出議案第9号

ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出し、本議会の議決を求める。

令和元年 6月20日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大	平	高	志
賛成者	同	井	木		裕
	同	青	亀	壽	宏
	同	新	藤	登	子
	同	桑	本	賢	治
	同	澤	田	豊	秋
	同	福	本	まり	子
	同	角	勝	計	介
	同	前	田	敬	孝

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書

ハンセン病元患者家族の被害に対し、政府の謝罪・賠償を求める集団訴訟が行われたのは2016年3月15日のことでした。これに対して政府は、「家族に差別は及んでいない」との立場をとっています。

これまでの政府のハンセン病問題の対応を見ますと、2001年熊本地裁判決において国の隔離政策の違憲性を受け入れ、これにより謝罪と賠償を行っています。さらに、実態調査と検証を徹底するため、厚生労働省内に「ハンセン病問題検証会議」を立ち上げ、あらゆる分野のハンセン病差別との関わりを調査・研究をし、被害には「家族の被害」も含めています。その後救済対象は旧植民地下の療養所にも拡大、その結果残された被害対象は家族のみとなりました。

このことについては、学者研究やマスコミ等によって明らかにされ、厚生労働省も中学生向け啓発パンフレットで、「入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見と差別」について明らかにしています。

検証会議や啓発パンフレットでは、家族の苦悩・被害を明らかにして啓発しながらも、裁判では家族の被害を認めようとしない“ダブルスタンダード”が、国民の間に不信感を招き、救済への本気度が問われています。

このことを踏まえ、次の事項について強く要請します。

1. 政府はハンセン病元患者家族の訴えに対し、謝罪と賠償等の適切な措置を講ずること。
2. 国会は家族の訴えを受けとめ、謝罪・賠償を政府に要求すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6月 20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣